

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和3年3月11日(2021.3.11)

【公表番号】特表2020-507129(P2020-507129A)

【公表日】令和2年3月5日(2020.3.5)

【年通号数】公開・登録公報2020-009

【出願番号】特願2019-556566(P2019-556566)

【国際特許分類】

G 02 B 5/20 (2006.01)

G 02 B 5/02 (2006.01)

【F I】

G 02 B 5/20

G 02 B 5/02 B

【手続補正書】

【提出日】令和2年12月25日(2020.12.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

発光器又は受光器の一方又は両方と、

前記発光器又は前記受光器の一方又は両方に隣接する光学フィルターと、

を備えるシステムであって、前記光学フィルターは、

可視光を散乱させるように構成された波長選択性散乱層と、

前記発光器によって放射される、又は前記受光器によって受光される光の色偏差を補償するように構成された所定の透過帯域を有する波長選択性反射層と、

を含む、システム。

【請求項2】

前記波長選択性散乱層は、近赤外光を透過するように構成されている、請求項1に記載のシステム。

【請求項3】

前記透過帯域は、約400～約600nmの波長を中心とする狭帯域を含む、請求項1～2のいずれか一項に記載のシステム。

【請求項4】

前記発光器又は前記受光器の一方又は両方は、近赤外域内の動作波長を有する、請求項1～3のいずれか一項に記載のシステム。

【請求項5】

前記波長選択性散乱層は、入射可視光の約50%未満を透過し、前記波長選択性散乱層は、入射近赤外光の約50%超を透過する、請求項1～4のいずれか一項に記載のシステム。

【請求項6】

前記波長選択性散乱層は、入射可視光の約50%超を散乱させる、請求項1～5のいずれか一項に記載のシステム。

【請求項7】

前記波長選択性散乱層は、第1の屈折率を有する光学媒質を含み、前記光学媒質は、複数の粒子を含み、前記複数の粒子は、第2の屈折率及び約5μm未満の平均粒径を有し、

前記第1の屈折率と前記第2の屈折率との絶対差は、約0.1未満である、請求項1～6のいずれか一項に記載のシステム。

【請求項8】

前記波長選択性散乱層は、第1の屈折率を有する光学媒質を含み、前記光学媒質は、複数の粒子を含み、前記複数の粒子は、第2の屈折率及び約1μm未満の平均粒径を有し、前記第1の屈折率と前記第2の屈折率との絶対差は、約0.2未満である、請求項1～7のいずれか一項に記載のシステム。

【請求項9】

前記波長選択性散乱層は、第1の屈折率を有する光学媒質を含み、前記光学媒質は、複数の粒子を含み、前記複数の粒子は、第2の屈折率及び約0.5μm未満の平均粒径を有し、前記第1の屈折率と前記第2の屈折率との絶対差は、約0.4未満である、請求項1～8のいずれか一項に記載のシステム。

【請求項10】

前記波長選択性散乱層は、少なくとも25%の可視ヘイズを有する、請求項1～9のいずれか一項に記載のシステム。